

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和4年6月24日（金）午前10時頃
- 2 事故発生場所 加古川市加古川町溝之口701番
- 3 損害賠償の相手方 加古川市加古川町溝之口507番地 サンライズ加古川4F
加古川再開発ビル株式会社
取締役 野村 温
- 4 事故の概要 職員が台車で荷物を運搬していたところ、相手方が所有する加古川駅前立体駐車場のエレベーター内の鏡に接触し、鏡を損傷した。
- 5 損害の程度 相手方 物的損害 鏡
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0
専決日：令和4年10月13日 示談成立日：同年10月14日
- 7 損害賠償の額 87,109円
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金87,109円については、本市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の契約に基づき、保険会社より相手方に支払われる。